

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

訪問介護相当サービス

提 供 サ ー ビ ス		身体介護及び生活援助
対 象 者		要支援認定者・総合事業対象者
事 業 形 態		事業所指定
基 準	人 員	管理者：常勤・専従 1 以上 サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 以上 【資格 介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上の介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者】 訪問介護員等：常勤換算 2.5 人以上 【資格 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ※旧介護予防訪問介護事業所基準と同様
	設 備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備、備品 ※旧介護予防訪問介護事業所基準と同様
	運 営	※旧介護予防訪問介護事業所基準＋厚生労働大臣が定める基準
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		介護予防ケアマネジメント A
個 別 サ ー ビ ス 計 画		作成
単 価	20 分未満	167 単位／回
	20 分以上 30 分未満	250 単位／回
	30 分以上 1 時間未満	396 単位／回
加 算		サービスコード表参照
利 用 頻 度		週 2 回まで（介護予防ケアマネジメントによる） ※以下の全てに当てはまるものは週 3 回とすることができる。 ①総合事業対象者又は要支援 2 ②介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて特に必要であると認められる人 ③アセスメントシート、チェックシート及び判定基準表において総計 6.0 以上の人 ④みよし市地域ケア会議の判定会議において必要と認められる人
限 度 額 管 理		対象
利 用 者 負 担		負担割合による
請 求 方 法		国保連経由
備 考		

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

訪問型緩和サービス

提 供 サ ー ビ ス		生活援助のみ
対 象 者		要支援認定者・総合事業対象者
事 業 形 態		事業所指定
基 準	人 員	管理者：専従 1 以上 サービス提供責任者：1 以上の必要数 【資格：介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上の介護等の実務に従事した介護職員初任者研修修了者】 訪問介護員等：常勤換算 2.5 人以上 【資格：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市長が指定する研修受講修了者】
	設 備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備、備品 ※旧介護予防訪問介護事業所基準と同様
	運 営	※旧介護予防訪問介護事業所基準と同様
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		介護予防ケアマネジメントB
個 別 サ ー ビ ス 計 画		必要に応じて作成
単 価		買い物支援を伴わない場合 183 単位／回 買い物支援を伴う場合 225 単位／回 ※サービス提供時間は買い物支援がない場合は 45 分未満、買い物支援がある場合は 45 分以上程度
加 算		サービスコード表参照
利 用 頻 度		週 2 回まで（介護予防ケアマネジメントによる） ※以下の全てに当てはまるものは週 3 回とすることができる。 ①総合事業対象者又は要支援 2 ②介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて特に必要であると認められる人 ③アセスメントシート、チェックシート及び判定基準表において総計 6.0 以上の人 ④みよし市地域ケア会議の判定会議において必要と認められる人
限 度 額 管 理		対象
利 用 者 負 担		負担割合による
請 求 方 法		国保連経由
備 考		

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

通所介護相当サービス

提 供 サ ー ビ ス		旧介護予防通所介護サービスと同様のサービス
対 象 者		要支援認定者 ※総合事業対象者のうち、通所介護相当サービスの利用が適切と市が認めた者は利用が可
事 業 形 態		事業所指定
基 準	人 員	管理者：常勤・専従 1 以上 生活相談員：専従 1 以上 【資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員等】 看護職員：専従 1 以上 【資格：看護師、准看護師】 介護職員：利用者～15 人まで専従 1 以上、1 5 人～利用者 1 人につき 0.2 人 機能訓練指導員：1 以上 【資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師】 ※旧介護予防通所介護事業所基準と同様
	設 備	食堂及び機能訓練室：3 m ² ×利用定員以上 相談室、静養室、事務室 消火設備等その他の非常災害に必要な設備 ※旧介護予防通所介護事業所基準と同様
	運 営	※旧介護予防通所介護事業所基準＋厚生労働大臣が定める基準
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		介護予防ケアマネジメント A
個 別 サ ー ビ ス 計 画		作成
単 価		1,672 単位／月（事業対象者・要支援 1） 3,428 単位／月（要支援 2）
加 算		サービスコード表参照
利 用 頻 度		週 1 回（事業対象者・要支援 1） 週 2 回（要支援 2）
限 度 額 管 理		対象
利 用 者 負 担		負担割合による
請 求 方 法		国保連経由
備 考		

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

通所型緩和サービス

提 供 サ ー ビ ス		旧介護予防通所介護サービスと同様のサービス
対 象 者		要支援認定者・総合事業対象者
事 業 形 態		事業所指定
基 準	人 員	管理者：常勤・専従 1 以上 従事者（利用者～15 人まで専従 1 以上、15 人～利用者 1 人につき必要数）
	設 備	食堂及び機能訓練室：3 m ² ×利用定員以上 相談室、静養室、事務室 消火設備等その他の非常災害に必要な設備 ※旧介護予防通所介護事業所基準と同様
	運 営	※旧介護予防通所介護事業所基準と同様
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		介護予防ケアマネジメントB
個 別 サ ー ビ ス 計 画		必要に応じて作成
単 価		160 単位／回（2.5 時間～4 時間未満） 266 単位／回（4 時間～6 時間以内）
加 算		サービスコード表参照
利 用 頻 度		週 1 回（事業対象者・要支援 1） 週 2 回（要支援 2） ※事業対象者のうち市が必要と認めた者は週 2 回も可
限 度 額 管 理		対象
利 用 者 負 担		負担割合による
請 求 方 法		国保連経由
備 考		

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

通所型短期集中サービス

提 供 サ ー ビ ス		短期集中（３～６月）の機能訓練等
対 象 者		要支援認定者・総合事業対象者
事 業 形 態		事業所指定
基 準	人 員	管理者：常勤・専従 １以上 従事者：利用者～１５人まで専従１以上、１５人～利用者１人に０.２ 機能訓練員：１以上 【資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師】
	設 備	機能訓練室、静養室、事務室 消火設備等その他の非常災害に必要な設備
	運 営	機能訓練員が次に掲げるサービスを実施 ①居宅訪問によるアセスメント ②個別機能訓練計画の作成 ③計画作成 ④初回訓練 ⑤定期的機能訓練 ⑥月１回モニタリング ⑦最終訓練 ⑧最終評価
ケ ア マ ネ ジ メ ン ト		介護予防ケアマネジメントＡ
個 別 サ ー ビ ス 計 画		個別訓練計画の作成
単 価		371 単位／回 １回３時間程度のサービス提供
加 算		サービスコード表参照
利 用 頻 度		週２回 介護予防ケアマネジメントに位置付けた日から最大３月、必要と認められる場合は６月まで利用可
限 度 額 管 理		対象
利 用 者 負 担		負担割合による
請 求 方 法		国保連経由
備 考		通所型短期集中サービスを利用中は、通所介護相当サービス・通所型緩和サービスの利用は不可

介護予防・日常生活総合事業の基準等について

介護予防ケアマネジメント

サ ー ビ ス 区 分	介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)
算 定 条 件	総合事業のみ利用の場合 例：通所介護相当サービスのみ利用→介護予防ケアマネジメント 通所介護相当サービスと福祉用具貸与を利用→介護予防サービス計画	
単 位 数	438 単位／月	
加 算	初回加算：300 単位 委託連携加算：300 単位	
ケ ア プ ラ ン	作成あり	
ア セ ス メ ン ト	あり	
サービス担当者会議	あり	
モ ニ タ リ ン グ	電話等での確認、3 月に 1 度は面談	電話等での確認、6 月に 1 度は面談
委 託	委託可	
総 合 事 業 サ ー ビ ス	訪問介護相当サービス 通所介護相当サービス 通所型短期集中サービス	訪問型緩和サービス 通所型緩和サービス